

下呂市告示第 41 号

個人の市民税に関する申告期限の延長について

下呂市税条例（平成 16 年下呂市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年度の条例第 36 条の 2 第 1 項及び第 4 項から第 5 項並びに第 8 項の規定による個人の市民税の申告に関する期限を令和 3 年 4 月 15 日まで延長する。

令和 3 年 3 月 1 日

下呂市長 山 内 登